

道路幅員証明願

概要	道路法に基づき兵庫県が管理する道路の幅員について証明書の交付を受ける場合は申請が必要です。 原則として、道路幅員は路肩を含みます。 また、分離道路の場合は、片側幅員のみとなります。 丹波土木事務所では、車道 外側線の内側から内側としています。		
提出先	丹波土木事務所 管理課 電話(直通)0795-73-3835		
備考	1 申請に必要なもの(各2部) (1)申請書 (2)位置図 (3)平面図 (4)断面図 (注) (5)現況写真 注) 断面図の提出が困難な場合は、事前に県土木事務所にご相談ください。 注) 証明書の交付には1通につき手数料400円が必要です。		
様式	道路幅員証明願	申請書の様式です。 提出いただく2部のうち1部は証明返却用。	
	委任状	第三者に申請手続きを委任される場合は、委任状が必要です。	
	平面図の例	平面図の例を掲載します。参考にしてください。	